条第二項」を「第六十条第二項」に改め、同表第五十二条第一項の項上欄中「第五十二条第一項」を「第六十四条第一項」に改め、同項中欄中「第四十七条」を「第五十九条」に改め、同項下欄中「第四十七条第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

第二十二条　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第七号及び第二十九条第一項第六号中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

（株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正）

第二十三条　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項」に、「、同法第二十六条第一項の特定事業再編計画の認定又は同法第百二十一条第一項の中小企業承継事業再生計画」を「又は同法第二十五条第一項の特別事業再編計画」に改める。

第二十四条　株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「第百二十七条第二項」を「第百三十四条第二項」に改める。

第六十一条第二項中「第百三十三条第二号」を「第百四十条第二号」に、「第百二十七条第二項第一号」を「第百三十四条第二項第一号」に改める。

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正）

第二十五条　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項」に、「、同法第二十六条第一項の特定事業再編計画の認定又は同法第百二十一条第一項の中小企業承継事業再生計画」を「又は同法第二十五条第一項の特別事業再編計画」に改める。

第二十六条　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「第百二十七条第二項」を「第百三十四条第二項」に改める。

第五十九条第一項中「第百三十三条第一号」を「第百四十条第一号」に改め、同条第二項中「第百三十三条第二号」を「第百四十条第二号」に改める。

第二十七条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「第二条第二十三項第二号」を「第二条第二十項第二号」に改める。

第二十八条　国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「第二条第二十項第二号」を「第二条第二十四項第二号」に改める。

（所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第二十九条　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第六十八条中「旧租税特別措置法第五十五条の三第一項に規定する計画の認定」を「産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。附則第八十三条において「旧産業競争力強化法」という。）第二十六条第一項に規定する特定事業再編計画について同項の認定」に、「同条の」を「旧租税特別措置法第五十五条の三の」に改め、「おいて、」の下に「同条第一項中「に同法」とあるのは「に産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号。以下この項及び第四項第一号において「産業競争力強化法改正法」という。）第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（以下この項及び同号において「旧産業競争力強化法」という。）」と、「（同法）とあるのは「（産業競争力強化法改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧産業競争力強化法」と、「第四項及び第九項」を「及び第四項中「第五十五条の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の三第一項」と、同項第一号中「産業競争力強化法」とあるのは「産業競争力強化法改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧産業競争力強化法」と、同条第九項」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）

第三十条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の項中「第百四十条第三項」を「第百四十七条第三項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年五月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十七号

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第六号中「第三十三条第二項第二号」を「第三十三条第二項第三号」に改める。

第二十五条第八項及び第三十二条の二第七項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第三十二条の十第四項中「第三十三条第二項第二号」を「第三十三条第二項第三号」に改め、同条第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第三十二条の十三第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第三十三条第二項第一号中「、特定支援決定、特定信託引受決定又は特定出資決定」を「又は特定支援決定」に、「第三十二条の二第七項ただし書、第三十二条の九第六項ただし書又は第三十二条の十第五項ただし書」を「又は第三十二条の二第七項ただし書」に、「平成三十五年三月三十一日」を「平成三十八年三月三十一日」に改め、同号中「平成三十五年三月三十一日」を「平成三十八年三月三十一日」に改め、同号を同第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定信託引受決定又は特定出資決定　これらの決定の日から五年以内（第三十二条の九第六項ただし書又は第三十二条の十第五項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで）で、かつ、できる限り短い期間